第８回子ども・子育て支援等分科会 2024年12月19日	資料７

公定価格における
地域区分に関する対応について

令和６年12月19日
成育局保育政策課

こどもまんなか
こども家庭庁

公定価格における地域区分に関する対応

人事院勧告による見直し内容

○　本年８月８日に令和６年人事院勧告において、以下の内容が示された。

・　**地域手当の級地区分の設定**について、現在**市町村ごととしているものを都道府県を基本とするよう見直す**とともに、１級地 20％～７級地 ３％の７区分であったものを**１級地 20％～５級地 ４％の５区分に見直す。**

検討に当たっての留意点

➢　国として統一的かつ客観的なルールの必要性及び他の社会保障分野の制度との整合性（国家公務員・地方公務員の支給割合の地域区分に準拠する必要）

➢　県境等を中心とした隣接した市町村等の級地格差への対応

※　都道府県単位に広域化することで県内の隣接する市町村との不均衡の解消が図られる一方で、一部では県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大するという状況が見られる。

➢　介護報酬改定の地域区分の見直し内容を踏まえて設定している、従前の補正ルールの取扱い

今後の対応予定

➢　**令和７年４月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていく。**

給与制度のアップデート　措置内容　②地域手当

地域手当の大くくり化等

- 支給地域の単位の広域化
  - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市（都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市）については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
  - ✓ 20%、16%、12%、８%、４%の５級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
  - ✓ 現行からの支給割合の引下げは４ポイント以内に抑制
  - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施（１年１ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施）

【激変緩和措置】例：現行４級地12% → 見直し後４級地８%

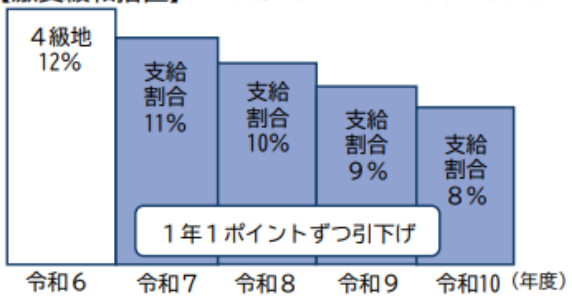

- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
１級地	20%	東京都特別区
２級地	16%	横浜市、大阪市　等
３級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市　等
４級地	12%	神戸市　等
５級地	10%	京都市、広島市、福岡市　等
６級地	６%	仙台市、静岡市、高松市　等
７級地	３%	札幌市、新潟市、岡山市　等

【見直し後】
16都府県
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例（都府県で指定）	支給地域の例（中核的な市で個別に指定）
１級地	20%		東京都特別区
２級地	16%	東京都	横浜市、大阪市　等
３級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市　等
４級地	８%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市　等
５級地	４%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市　等

異動保障の延長

［令和７年４月以降の異動者に適用］

- 現在２年間としている異動保障の期間を異動後３年間に延長
- ３年目の支給割合は異動前の60%
  - ✓ １年目異動前の100%、２年目異動前の80%は現在と同様

例：１級地20%
→４級地８%に異動

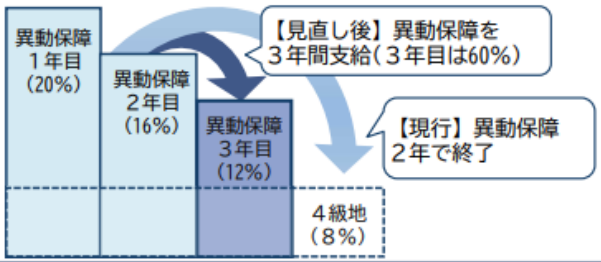

出典：https://www.jinji.go.jp/content/000005212.pdf

人事院勧告の内容（地域手当部分抜粋）

見直し後の支給地域及び支給割合

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
１級地（20%）		東京都：特別区
２級地（16%）	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
３級地（12%）	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ケ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
４級地（８%）	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ケ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
５級地（４%）	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

注：表中「都道府県の級地と異なる地域」については、国家公務員が在勤している地域のみ掲げている。

出典：https://www.jinji.go.jp/content/000005212.pdf

国会における質疑

令和６年10月８日（火）参議院本会議

〇西田実仁君　公明党の西田実仁です。（略）
　保育の公定価格の地域区分見直しについて伺います。
　これまでも公明党は、保育士の処遇改善を一貫して主張し、この十年で二三％アップし、全体としては改善してまいりました。
　そうした中、今年八月の人事院勧告により、国家公務員の給与に係る地域手当について、地域ごとの賃金水準格差を是正するため、これまでの市町村ごとの設定を都道府県ごとに広域化するという地域区分の見直しが決定いたしました。
　一方、これまで人事院勧告に準拠してきた保育の公定価格の地域区分については、今回の勧告を踏まえると、例えば、東京二十三区と隣接する他県の市町村との間にある賃金格差が広がり、都市部に人手が流れてしまうことが懸念されています。
　こうした事態を解消するため、政府はどのように対策を講じるのか、総理の答弁を求めます。

〇内閣総理大臣（石破茂君）　（略）保育の公定価格の地域区分についてであります。
　保育の公定価格の地域区分につきましては、公務員の地域手当における地域区分に準拠することを基本としながら、ほかの社会保障分野の制度との整合性を踏まえて改正をしてきておるところであります。
　本年八月に示された令和六年人事院勧告を踏まえた保育の地域区分の対応につきましては、都道府県単位に広域化することで県内の隣接する市町村との不均衡の解消が図られる一方で、一部では県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大することを踏まえつつ、自治体を始めとする関係者の御意見を伺い、ほかの社会保障分野の動向なども見ながら、引き続き丁寧に議論を進めてまいります。

子ども・子育て支援新制度の公定価格における地域区分について

○　子ども・子育て支援新制度における公定価格の「地域区分」については、

① 国として**統一的かつ客観的なルールの必要性**

② **他の社会保障分野の制度との整合性**

などを踏まえ、**地域ごとの民間の給与水準を反映させている国家公務員・地方公務員の地域手当の支給割合の地域区分（平成27年度施行）に準拠**し、**20％～0％の間で８区分に設定**している。

（参考）公務員の地域手当の区分の設定基準

・国家公務員の地域手当は、国の官署が所在する地域の民間の賃金水準（賃金構造基本統計調査による10か年の平均賃金指数）を用いて支給地域を決定（１～７級地）※

※国家公務員の地域手当の支給地域は、人事院規則の規定により10年を基本に見直すこととされている（次回見直しは令和7年度を予定）。

・国の官署がない地域には、総務省が指定する地方公務員の地域手当の支給地域等を用いて決定

＜地域手当の支給基準＞

賃金指数93.0（10か年平均）以上の地域（人口５万人以上の市）を指定。
賃金指数が特に高い東京都特別区は、１級地（２０％）とする。

級地区分	支給割合	10か年平均賃金指数
2級地	16%	109．5以上
3級地	15%	106．5以上～109．5未満
4級地	12%	104．0以上～106．5未満
5級地	10%	101．0以上～104．0未満
6級地	6%	97．5以上～101．0未満
7級地	3%	93．0以上～　97．5未満

（注）10か年平均賃金指数は、平成15年～平成24年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）の特別集計結果による所定内給与額の地域差指数（全国平均＝100）により算出

＜子ども・子育て支援新制度の地域区分＞

地域区分
20/100地域（1級地に対応）
16/100地域（2級地に対応）
15/100地域（3級地に対応）
12/100地域（4級地に対応）
10/100地域（5級地に対応）
6/100地域（6級地に対応）
3/100地域（7級地に対応）
その他地域（無支給の地域に対応）

地域区分の在り方に関する子ども･子育て会議における議論

子ども・子育て会議におけるこれまでの議論

○　令和元年12月の子ども・子育て支援新制度施行後５年の見直しに係る対応方針において、地域区分の在り方については引き続き検討すべきとされたことを踏まえ、令和２年６月及び12月開催の子ども・子育て会議において議論。

○　令和２年４月に全自治体を対象に実施した地域区分の在り方に関する調査では、都道府県では６割超が、市町村では９割超が、「特に見直しの必要はない」と回答。

○　子ども・子育て会議では、委員から主に①の意見が出されたが、一部委員からは②の意見も出されている。

①　統一的かつ客観的なルールや他の社会保障分野の動向等を踏まえるべきではないか

②　隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差に配慮すべきではないか

今後の検討の方向性（R2.12.1開催・第54回子ども・子育て会議）

○　地域区分の在り方については、施行後５年の見直しに係る対応方針において、統一的かつ客観的なルールによることが必要であり、国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠して設定するという基本的な考え方を維持すべきとされたことを踏まえて検討することが必要。

○　他の社会保障分野の制度との整合性の観点も必要であり、令和３年度介護報酬改定の方向性を踏まえ、今後、財源の確保とあわせて地域区分の見直しについて検討。

○　隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差が大きい場合について課題として指摘されているが、地域手当が地域民間給与の適切な反映を目的とする手当であることや、他の社会保障分野における特例（補正ルール）との整合性を踏まえつつ、引き続き検討。あわせて、必要となる財源の確保についても検討。その際、保育士等の確保に向けた支援についても議論。

公定価格における補正ルール

○ 令和３年度介護報酬改定の地域区分の見直し内容を踏まえ、現在の補正ルール適用後の地域区分を前提に、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを新たに追加する。

現在の公定価格における補正ルール（公務員の地域手当の地域区分をベースに補正）

【補正ルール①（平成２７年度～）】

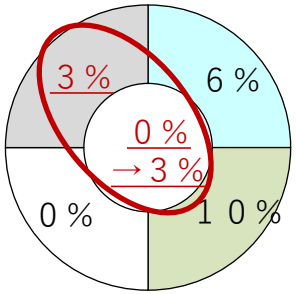

・公務員の地域手当の設定が**ない**地域
・地域手当の設定がある地域に囲まれている又は複数隣接する場合

→地域手当の設定がある地域のうち最も近い区分まで引き上げ

【補正ルール②（令和２年度～）】

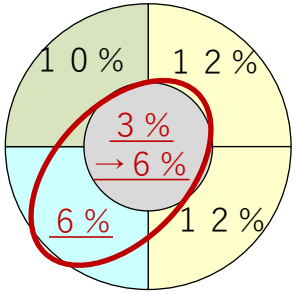

・公務員の地域手当の設定が**ある**地域
・当該地域の地域区分よりも地域手当の支給割合の高い地域に囲まれている場合

→囲まれている地域のうち最も近い区分まで引き上げ

＋ **新しい補正ルールの追加**

令和６年度からの新たな補正ルール（補正ルール①②を反映後の地域区分をベースに補正）

【新たな補正ルール③】（対象市町村：24市町村）

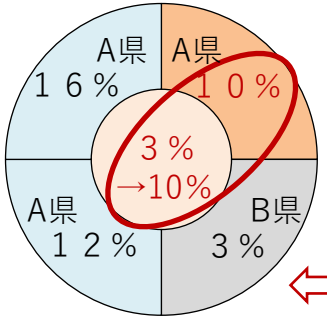

・公務員の地域手当の設定の有無にかかわらず
・同一都道府県内で高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

→同一都道府県内の囲まれている地域のうち最も近い区分まで引き上げ

※左の事例では、B県の地域を除いて、高い地域に囲まれているかを判断

【新たな補正ルール④】（対象市町村：５市町）

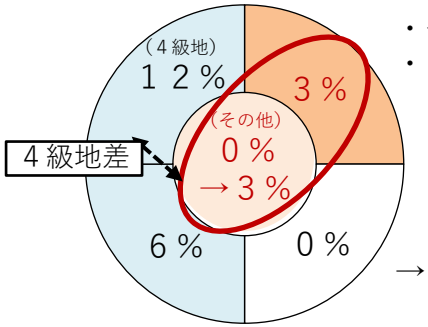

・公務員の地域手当の設定が**ない**地域
・現在の補正ルール適用後の地域区分を前提に、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に４級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

→当該地域よりも高い隣接地域のうち、最も近い区分まで引き上げ

対象市町村一覧

【新たな補正ルール③】

・栃木県足利市：０％→３％
・群馬県昭和村：０％→３％
・千葉県栄町：　６％→15％
・千葉県神崎町：０％→６％
・東京都東久留米市：12％→15％
・東京都奥多摩町：６％→10％
・山梨県韮崎市：０％→３％
・山梨県富士川町：０％→３％
・長野県青木村：０％→３％
・長野県山形村：０％→３％
・岐阜県山県市：０％→３％
・岐阜県富加町：０％→３％
・愛知県一宮市：３％→６％
・滋賀県近江八幡市：０％→３％
・京都府井出町：３％→６％
・京都府南山城村：３％→６％
・大阪府四條畷市：６％→10％
・岡山県瀬戸内市：０％→３％
・広島県大竹市：０％→３％
・広島県北広島町：０％→３％
・山口県和木町：０％→３％
・香川県東かがわ市：０％→３％
・福岡県糸島市：６％→10％
・佐賀県基山町：０％→３％

【新たな補正ルール④】

・千葉県神崎町：０％→６％
・千葉県多古町：０％→３％
・岐阜県瑞浪市：０％→３％
・岐阜県恵那市：０％→３％
・愛知県設楽町：０％→３％